

ペット・ふれあい用として家畜を飼養する皆様へ



家畜の病気を予防するため、家畜を飼養するときは、家畜伝染病予防法に基づき下記の事項を守りましょう。 これらの事項は、自らの家畜だけでなく、地域の家畜を伝染病から守るためにも必要な事項です。 神奈川県では約6万頭の豚、約1万頭の牛、約114万羽の鶏が飼養されています。 彼らのいのちを病気から守るために、ご協力をお願いします。



飼養衛生管理基準を守りましょう

家畜伝染病予防法では、家畜を伝染病から守る上で最低限守るべき基準「飼養衛生管理基準」を定めています。左下のコードから内容をご確認いただき、引き続き適切な衛生管理をお願いします。

また、毎年、自己点検を行ってください(定期報告の様式2をお使いください)。



飼養衛生管理者を選任しましょう

家畜の所有者は、衛生管理の責任者として「飼養衛生管理者」を選任し その氏名・連絡先(メールアドレスを含む)を定期報告に記載してください。 飼養衛生管理者は、普段から飼養施設を管理していれば、家畜の所有者本人 で差し支えありません。



定期報告を提出しましょう

家畜の所有者は、毎年、飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況(2月1日時点)を「定期報告」として管轄の家畜保健衛生所に報告してください(令和3年度提出分より、様式が新しくなりました)。家きん^{※裏面参照}は毎年6月15日、その他の家畜は毎年4月15日が報告の期限となります。

なお、様式の2及び飼養衛生管理マニュアルは、小規模飼養者^{※裏面参照}は提出不要です。



飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう

各施設に応じた方法で飼養衛生管理基準を守り、家畜を管理する人の間で 手順を共有するため、具体的な飼養管理の作業手順を記載したマニュアルを 作成することが義務付けられました。



豚・いのししについては令和3年4月1日まで、その他の家畜は令和4年2月1日 が作成の期限となります。

県HP上では、農林水産省が作成したマニュアル例を公開しています。

問合せ先

神奈川県環境農政局農政部畜産課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-4518



神奈川県畜産課ホームページ 「家畜を飼養する方へ」へのリンクです。 様式などはこちらからご覧ください。 ★定期報告はこちらへ 県央家畜保健衛生所 〒243-0417 海老名市本郷3658 TEL 046-238-9111 湘南家畜保健衛生所 〒259-1215 平塚市寺田縄345 TEL 0463-58-0152





さらにくわしく

Q1. なぜこのような制度になったのでしょうか。

飼養衛生管理基準は平成23年に家畜伝染病予防法第12条の3に組込まれました。

令和2年7月、周辺国からの病気の侵入リスクの高まりや、国内での豚熱の発生を受けて、家畜伝染病予防法(家畜の伝染病の発生を予防し、まん延を防止することにより畜産振興を図るための法律)が改正され、家畜の所有者、国や県がそれぞれ家畜の病気の予防のために取り組むべき対策が強化されました。

Q2.「家畜」と「小規模飼養者」の定義を教えてください。

このパンフレットの「家畜」とは、家畜伝染病予防法で飼養衛生管理基準が定められた次の動物種を指します。また、小規模飼養者は、家畜の飼養者のうち、()内の頭羽数を飼養する方を指します。

- · 牛·水牛·馬(1頭)
- ・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし(6頭未満)
- 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥(100羽未満)
- ・だちょう(10羽未満)

家きん

Q3.飼養衛生管理者にはどのような人を選べばいいですか?

飼養衛生管理者は、家畜の所有者が選任する、家畜の飼養衛生管理の責任者です。

衛生管理の手順や、飼養衛生管理基準や家畜衛生の情報等を把握し、他にも家畜の管理に携わる人がいる場合には、必要な情報を周知・教育します。

特別な資格は必要なく、所有者本人でも差し支えありません。ただし、家畜の所有者が法人の代表者などの場合は、施設にほとんど出入りされない方ではなく、普段から施設を管理している方としてください。

Q4.飼養衛生管理基準の概要を教えてください。

飼養衛生管理基準とは、家畜を病気から守る上で守らなければならない、衛生管理のポイントです。 衛生管理区域(飼育小屋や家畜の運動場などを含む、病原体から守るべき区域)を設定し、そこに出入りする もの(人や物品、野生動物)を把握し、出入りの際に必要な消毒を行ったり、必要ないものが侵入しないように することで、病原体の侵入や拡散を防止することが基本的な考え方です。

この他、日頃から衛生管理区域内をきれいに保つこと、家畜の病気について情報収集すること、記録を作成することなども盛り込まれています。

Q5.ペットとして飼養する場合にも、家畜伝染病予防法を守る必要があるのはなぜですか?

用途が異なっていても、動物種が同じであれば基本的にかかる病気は同じです。

ペットやふれあいのために飼養されている家畜も、病気をやりとりしてしまう可能性のある、畜産農家や野生動物、海外との接点をつくらないよう、飼養衛生管理基準を守って日常の世話を行う必要があります。

飼養衛生管理基準を守るやり方は、必ずしもひとつではなく、規模に応じた対応で差し支えありません。 例えば、畜産農家には出入りする車を消毒するための機械がありますが、幼稚園などで、家畜を飼っている 区域に車が侵入しない場合にはこうした設備は必要ありません。一方で、家畜にえさをあげる前後には手を 洗って消毒するなど、外部から病原体を持ち込まない施設それぞれのやり方をご検討ください。

また、鳥インフルエンザ等、人間に感染する可能性が否定できない病気があるという面においても、万が一病気が発生した場合に備え、飼養衛生管理基準に基づく記録を作成しておくことが必要です。

なお、定期報告は、重要な病気が近隣で発生した時などに、飼養衛生管理者に対する情報提供や必要な措置を行うため、どこにどのくらい家畜がいるかを把握する目的で実施しています。

Q6.家畜保健衛生所とは?

県が設置する機関で、地域における家畜衛生の向上を担い、家畜の伝染病予防のための検査、家畜疾病の診断や飼養衛生管理の指導を獣医師(家畜防疫員)が行っています。

詳しくは、おもてのコードからホームページをご覧ください。



ここまで読んでいただきありがとうございました!